



(平成29年11月22日)

三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】 『確定給付企業年金のガバナンスについて【検討のポイント】』 のご送付について

平成29年11月8日に確定給付企業年金法施行規則の改正に関する省令等が公布されております。

当該改正に伴い、確定給付企業年金制度のガバナンスの強化が求められることとなります。今般、基金様、委託者様にご検討が必要となる事項等をまとめました資料『確定給付企業年金のガバナンスについて【検討のポイント】』をご用意いたしましたので、ご案内いたします。

### 『確定給付企業年金のガバナンスについて【検討のポイント】』

[平成29年11月8日付のSuMi TRUST 年金ニュース](#)でご案内しましたとおり、確定給付企業年金制度のガバナンス強化を目的とした、確定給付企業年金制度関連の改正省令等が同日付で公布されています。

今般、基金様、委託者様におかれまして、ご検討が必要となる事項等をまとめました資料『確定給付企業年金のガバナンスについて【検討のポイント】』をご用意いたしました。資料は制度の設立形態別に3種類をご用意しております。お客様の制度に該当する資料をご覧ください。

### 資料『確定給付企業年金のガバナンスについて【検討のポイント】』

<基金型DB制度>

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2017033\\_1.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2017033_1.pdf)

<総合型DB制度>

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2017033\\_2.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2017033_2.pdf)

<規約型DB制度>

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2017033\\_3.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2017033_3.pdf)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

〔担当部署〕 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 制度管理グループ

顧客サービス第1チーム ☎03-6256-3592

顧客サービス第2チーム ☎03-6256-3674

基金サービスチーム ☎03-6256-3827